

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【3件】【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】

2

北九州市公告第 381 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 5 月 24 日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ 学研都市ひびきの店
北九州市若松区ひびきの南一丁目 2-102
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ
北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
代表取締役 石田卓巳
- 3 変更する事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
イ 変更後 午前 6 時 30 分から午後 9 時まで
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前 7 時から午後 9 時まで
イ 変更後 午前 6 時から午後 9 時 30 分まで
(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 変更前 午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
イ 変更後 午前 6 時から午後 10 時まで
- 4 変更する年月日
令和 6 年 5 月 11 日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
令和 6 年 5 月 10 日
- 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課
- (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号
北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年9月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年5月24日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス陣原店
北九州市八幡西区陣原三丁目24番地104
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山英明
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 建物東側 18台
建物敷地南側 36台
 - (イ) 変更後 建物東側 18台
建物敷地北側 36台
- 4 変更する年月日
令和6年6月14日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由によるもの。
- 6 届出年月日
令和6年5月13日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年9月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 383 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 5 月 24 日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス陣原店
北九州市八幡西区陣原三丁目 24 番地 104
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
代表取締役 横山英明
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 建物東側 18 台
建物敷地北側 36 台
 - (イ) 変更後 建物東側 18 台
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 変更前 建物敷地南側及び東側 3 箇所
 - (イ) 変更後 建物敷地南側及び東側 2 箇所
- 4 変更する年月日
 - ア 令和 7 年 1 月 14 日
 - イ 令和 6 年 6 月 14 日
- 5 変更する理由
営業政策のため。
- 6 届出年月日
令和 6 年 5 月 13 日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年9月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見